

現況証明・添付書類一覧表

☆ 現況証明の対象とする範囲

1. 農地法第4条及び第5条の許可並びに事業計画変更の承認を受け、かつ転用の目的・位置・面積等に従って転用された土地であること。

住宅や店舗等：工事進捗状況報告書、工事完了報告書が提出されていること。

資材置き場・駐車場等：利用状況報告書（2回）が提出されていること。

2. 農地法が適用された日（昭和47年5月15日）の前から建物又は工作物等の用に継続して供されることが確認できる土地であること。

注：農地転用許可地番と分筆登記後の地番が枝番で違うときは、事前に分筆後の土地が同一であることの証明を先に受けなければなりません。

☆ 証明願、添付書類と提出部数

- | | | |
|------------------------------|-------|------|
| 1. 現況証明願（様式第15号の1） | ．．．．． | 原本2部 |
| 2. 添付書類 | | |
| ア. 土地の登記簿謄本（法務局・全部事項証明書に限る。） | ．．． | 原本1部 |
| イ. 公図の写し（法務局）黄色マーカーで囲む | ．．．．． | 原本1部 |
| ウ. 付近見取図（住宅地図で場所を表示） | ．．．．． | 1部 |
| エ. 代理申請の場合は、土地所有者からの委任状 | ．．．．． | 原本1部 |
| オ. 農地転用許可済の場合は、農地転用許可書の写し | ．．．．． | 1部 |
| カ. 代理人等の身分証明書（写し） | ．．．．． | 1部 |
| キ. その他、資料または現況写真等 | ．．．．． | 1部 |

令和4年4月1日 現在

（記載要領）

1. 現況地目の欄は、空欄で提出すること。

※ 書類は、クリップ止めとし、A4より大きい場合は折り込みでA4より小さい場合はA4用紙に貼付し提出して下さい。

問い合わせ先及び提出先

読谷村農業委員会 事務局 電 話 982-9222 F A X 982-9002